

三重県「木づかい宣言」事業者登録要領

制定：平成30年8月30日 農林水第30-202号

改正：令和2年11月2日 農林水第30-289号

(趣旨)

第1条 森林の有する多面的機能を発揮させ、林業の持続的かつ健全な発展を図るには、県産材の利用を増やし、「植える→育てる→収穫する→また植える」といった緑の循環を実現していくことが重要である。

緑の循環を進めるためには、事業者等多様な主体と連携して森林資源の利用拡大を図ることが必要である。

このため、県産材を積極的かつ計画的に使用していく旨等を自ら宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として登録し、広く県民に周知することにより、事業者参加の木づかい運動を推進していくこととする。

(対象)

第2条 対象は、次に掲げる事項を実施しようとする者とする。

- (1) 店舗や事務所等の木造・木質化や木製の備品・日用品の使用、木育遊具の導入等、積極的かつ計画的に県産材を使用していくこと。
- (2) 県民の目に触れやすい形で、県産材を積極的にPRすること。

(県の支援)

第3条 県は、「木づかい宣言」事業者の木づかい運動を推進するため、登録事業者の周知を図るとともに、事業者の木づかい運動等の情報発信や県の木づかいに関する情報提供及び助言を行う。

(登録)

第4条 登録を受けようとする事業者や店舗等は、「木づかい宣言」事業者登録申請書(様式1号)及び木づかい運動計画書(様式2号)を提出するものとする。

- 2 県は、登録を決定した時は、申請者に「木づかい宣言」事業者登録書を交付する。
- 3 登録期間は3年間とし、継続する場合は新たに「木づかい宣言」事業者登録申請書及び木づかい運動計画書を提出するものとする。

(登録事業者の役割)

第5条 登録事業者は、運動計画書に基づき第2条(1)及び(2)に掲げる事項を行うほか、次に掲げる事項に努めることとする。

- (1) 木育活動の拠点としての積極的な活動。
- (2) 県の広報媒体への掲載等への協力。

(取組のPR)

第6条 登録事業者は、運動計画書に基づいて実施する木づかい運動について、実施状況報告書(様式3号)によりその成果を報告することができる。

- 2 県は、報告があった場合には、その成果についてPRを行う。

(登録の辞退)

第7条 登録事業者は、登録を辞退する場合は、登録辞退届出書(様式4号)を県に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 虚偽、法令違反、倫理的に問題があると判断した場合など、県は登録を取り消す場合がある。

(その他)

第9条 提出された木づかい運動計画書、木づかい運動報告書等は、県において木づかいのPRとして公表できるものとする。

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 (平成30年8月30日 農林水第30-202号)

- 1 この要領は、平成30年8月30日から施行する。

附則 (令和2年11月2日 農林水第30-289号)

- 1 この要領は令和2年11月2日から適用する。

様式1号

年 月 日

三重県知事 へ

〔申請者〕

住所又は所在地

申請事業者名(会社名、店舗名等)

代表者

〔担当者〕

氏名

連絡先

三重県「木づかい宣言」事業者登録申請書（新規・更新）

三重県「木づかい宣言」事業者として登録したいので、三重県「木づかい宣言」事業者登録要領第4条に基づき、木づかい運動計画書を添えて申請します。

様式2号

木づかい運動計画書

(事業者名)

(ホームページアドレス)

(住所記載)

(以下、木づかいの運動計画内容を記載)

「木づかい宣言」

年 月 ~ 年 月

(宣言内容)

※本計画書は県HP等で公開します。

株式会社みえ木づかい

<http://www.pref.mie.jp>

「木づかい宣言」

令和2年4月 ~ 令和5年3月

当社では、兼ねてから環境保全活動に積極的に取り組んでおり、ISO14001の取得や環境学習等にも積極的に取り組んできました。

環境保全の取組の一つとして、森林の保全や森林の育成等も重要であると考えています。

木づかいを通じて、「植える→育てる→収穫する→また植える」という緑の循環を進め、森林の育成に取り組むことで、災害の防止やCO2の吸収等様々な環境保全につながると考えています。

そこで、三重県産の木材を積極的かつ計画的に使用していくこと、またお客様に三重県産の木材を使用した居心地の良い・ぬくもりのある空間を提供し、三重県産の木材の魅力を伝えることで、地域の活性化や森林の保全・育成等に貢献したいと考えています。

木づかい運動計画書

株式会社みえ木づかい 三重県津市広明町13番地

下記施設の木造・木質化を実施します。

実施日：令和4年10月8日 (状況報告予定：令和4年11月)
施設名：広明町支店
施設目的：営業所
県産材使用部分：木造2階建て建築、応接室及びカウンターの内装
県産材使用量：スギ200m³

実施日：令和3年8月11日 (状況報告予定：令和3年9月)
施設名：本社
施設目的：事務所
県産材使用部分：内装木質化(執務室一部改装)
県産材使用量：ヒノキ50m³

下記木製品の使用を実施します。

実施日：通年 (状況報告予定：令和2年8月)
使用製品：事務用机・椅子、印刷用紙等
使用量：事務机10セット(県産材ヒノキ使用)
使用量：印刷用紙10000枚/年(県産材FSC材使用)

下記木製キッズスペースの導入を実施します。

実施日：令和3年10月1日 (状況報告予定：令和3年11月)
製品名：キッズスペース(県産材スギ使用)

その他

木育インストラクター 10名取得 (状況報告予定：令和5年2月)
木育イベント5回/年 開催 (状況報告予定：令和2年3月)

※本計画書は県HP等で公開します。

様式3-1号

年 月 日

三重県知事 へ

〔申請者〕

住所又は所在地

申請事業者名(会社名、店舗名等)

代表者

〔担当者〕

氏名

連絡先

三重県「木づかい宣言」実施状況報告書

三重県「木づかい宣言」の実施状況について、別添のとおり報告いたします。

木づかい運動報告

(様式3-2号)

記述内容、写真レイアウト等については自由です

実施内容：

事業者名：

(ホームページアドレス)

実施日又は期間：

実施場所：

県産材使用量：

○実施内容詳細

写真

(説明等)

写真

(説明等)

写真

(説明等)

写真

(説明等)

※本報告書は県HP等で公開します。

様式4号

年 月 日

三重県知事 へ

〔申請者〕

住所又は所在地

申請事業者名(会社名、店舗名等)

代表者

〔担当者〕

氏名

連絡先

三重県「木づかい宣言」事業者登録辞退届出書

三重県「木づかい宣言」事業者の登録を辞退したいので、三重県「木づかい宣言」事業者登録要領第7条に基づき提出します。

記

項目	内容
登録年月日	
登録番号	
事業者名	
辞退の理由	